

借入申込者(連帯債務者)氏名

【フラット35】子育てプラス 対象チェックシート

次の【1】または【2】のいずれかに該当する場合は、【フラット35】子育てプラスの対象となります。

【1】子育て世帯

借入申込年度の4月1日時点で18歳未満のこども(実子、養子、継子(連れ子)、胎児、融資住宅に同居する孫)のいる世帯

【2】若年夫婦世帯

夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日時点で40歳未満である世帯(同性パートナー、事実婚(現在同居)を含む。)

【1】子育て世帯に
該当する

YES



対象となるこども	人数(=ポイント数)	提出資料
実子、養子、継子(連れ子)	① 人	A
胎児	② 人	B
融資物件に同居する孫	③ 人	C

NO

【2】若年夫婦世帯に
該当する

YES



対象となる関係性	ポイント数	提出資料
婚姻	1	D
同性パートナー		E
事実婚(現在同居)		F

NO

【フラット35】子育てプラス
適用対象外

【フラット35】

子育てプラス適用対象
※【1】の場合は①から③までの
合計を記入してください。

ポイント

【1】に該当する場合は【2】は適用不可です。

■確認する書類及び確認内容

提出書類		確認内容	確認欄
A 実子、養子 継子(連れ子)	現在同居	・住民票(世帯票で続柄記載のもの)	・続柄等でこどもを確認してください。 ・こどもの年齢が借入申込年度の4月1日時点において18歳未満であることを確認してください。
	現在別居	・戸籍謄本(こどもとの関係性が分かるもの)	
B 胎児	妊婦同居	・母子手帳(交付日、保護者氏名記載のもの) ・住民票(妊婦が借入申込者・連帯債務者以外の場合)	・母子手帳の原本で、交付日と保護者名を確認してください。 ・母子手帳の原本で、出生届出済証明欄に記載がないことを確認してください。 ・続柄等で借入申込者・連帯債務者と妊婦の関係性を確認してください。
	妊婦別居	・母子手帳(交付日、保護者氏名記載のもの) ・戸籍謄本(妊婦が借入申込者・連帯債務者以外の場合)	
C 融資物件に 同居する孫	現在同居	・住民票(世帯票で続柄記載のもの)	・続柄等で孫を確認してください。 ・孫の年齢が借入申込年度の4月1日時点において18歳未満であることを確認してください。 ※注3にご注意ください。
	現在別居	・戸籍謄本(孫との関係性が分かるもの)	
D 婚姻	現在同居	・住民票(世帯票で続柄記載のもの)	・続柄等で婚姻関係を形成していることを確認してください。 ・夫婦関係を形成する者2名のいずれかの年齢が借入申込年度の4月1日時点において40歳未満であることを確認してください。
	現在別居	・戸籍謄本(配偶者の関係性が分かるもの)	
E 同性 パートナー	・本人確認書類 ・地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証又はこれに準ずる書類(証明日付及び氏名が記載されているもの)		・パートナーシップ証明書等の原本で、交付日とパートナーを形成していることを確認してください。 ・パートナーを形成する者2名のいずれかの年齢が借入申込年度の4月1日時点において40歳未満であることを確認してください。
F 事実婚 (現在同居)	・住民票(世帯票で続柄記載のもの)		・現在同居する者の続柄が「未届の夫、未届の妻」であることを確認してください。 ・事実婚を形成する者のいずれかの年齢が借入申込年度の4月1日時点において40歳未満であることを確認してください。 ※注4にご注意ください。

注1 借入申込年度とは、お客さまが金融機関へ借入申込書を提出し受理された日の属する年度(4月1日から翌年3月31日まで)を指します。

注2 融資金実行時まで条件を満たすことが確認できる場合は、【フラット35】子育てプラスを適用することができます。

注3 C(融資物件に同居する孫)の場合は、融資実行後に住民票で同一住所であることの確認が必要となります。

融資実行後同一住所が確認できない場合は、金利引下げが適用できないため、金銭消費貸借契約の再締結、抵当権設定の更正登記、償還金不足分のお支払い等が必要となります。

注4 婚約者は対象外です。

注5 親子の連帯債務で【フラット35】を利用する場合(親族居住型を除く。)は、親子それぞれで本シートをご利用いただき、ポイントを合算できます。